

社団法人日本監査役協会
常任理事 監査法規委員会委員長
大川博通

内部統制の評価に係わる監査役（大会社・公開会社）の役割
（監査役監査基準に関連して）

1. 監査役の地位と職責（新会社法も踏まえて）：

- (1) - 1 独立の立場から取締役（業務執行者）の善管注意義務違反の有無を監査することで、企業の不祥事を防止し、もって企業の健全で持続的な成長を確保・担保する法的責任を負った法定必置機関
- 2 株主が直接選任した会社機関であり、会社に対して善管注意義務を負っている

- ・ 任期4年
- ・ 3名以上
- ・ 常勤監査役必置
- ・ 社外監査役半数以上
- ・ 監査役選任同意権・提案権
- ・ 監査役報酬監査役協議
- ・ 監査役監査費用自主決定権
- ・ 取締役会招集請求権・招集権
- ・ 取締役の違法行為差止請求権
- ・ 取締役に対する株主代表訴訟における不提訴理由通知制度（業務執行者の法的責任とのリンク）
- ・ 取締役・会社間訴訟、その他訴訟における会社代表

(2) 会計監査人との関わり

- ・ 会計監査人監査報告書を受領し、会計監査人の監査の方法と結果の相当性判断を行う立場（商法上監査役も会計監査責任を負っている）
- ・ 会計監査人選任同意権・提案権

- ・ 会計監査人解任権
- ・ 会計監査人報酬同意権
- ・ 会計監査人と株主代表訴訟（会計監査人の法的責任とのリンク）

（３）監査役会監査報告書

- ・ 法定開示書類

2. 内部統制

（１）内部統制システム整備－取締役（業務執行者）善管注意義務

（２）内部統制システムの取締役会決議の法定化

- ・ 営業報告書（事業報告書）での開示
- ・ 監査役会監査報告書への法定記載事項化（？）（内部統制システムの取締役会決議の相当性監査意見）

3. 監査役監査基準と内部統制

（１）日本監査役協会

- ・ 会員法人数： 4, 714社（平成17年5月末現在）
- ・ 登録監査役数： 6, 643名（平成17年5月末現在）

（２）監査役監査基準改定

- ・ 改定日：平成16年2月
- ・ 改定監査基準に合わせた監査役会規則(ひな型)、監査役会監査報告書(ひな型)、監査役監査実施要領などを公表、英文化
- ・ 改定趣旨：理念・法的要請への対応に留まらず、具体的・体系的実務指針として、内外から評価される監査実務のあり方、責任の取れる監査のあり方の明示
- ・ 良質な企業統治体制の確立
- ・ 監査役監査環境の整備
- ・ 監査役監査基準の規範性
- ・ 各社の監査役監査基準改定動向

（３）内部統制システム

- ・ 基準第13条（取締役の職務執行の監査）第2項第3号（監査役は、取締役

- が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する)
- ・ 基準第15条（内部統制システムの整備状況の監査）
 - 第1項：コンプライアンス・リスク管理体制・財務情報その他企業情報開示体制
 - 第2項：取締役からの内部統制システムに係わる定期的報告
 - 第3項：内部統制システムに係わる内部監査部門との関係・会計監査人報告
 - 第4項：内部統制システム監査結果報告
 - ・ 基準第29条（内部監査部門等との関係）第2項
 - ・ 基準第35条（会計監査人との関係）第2項

以上。